

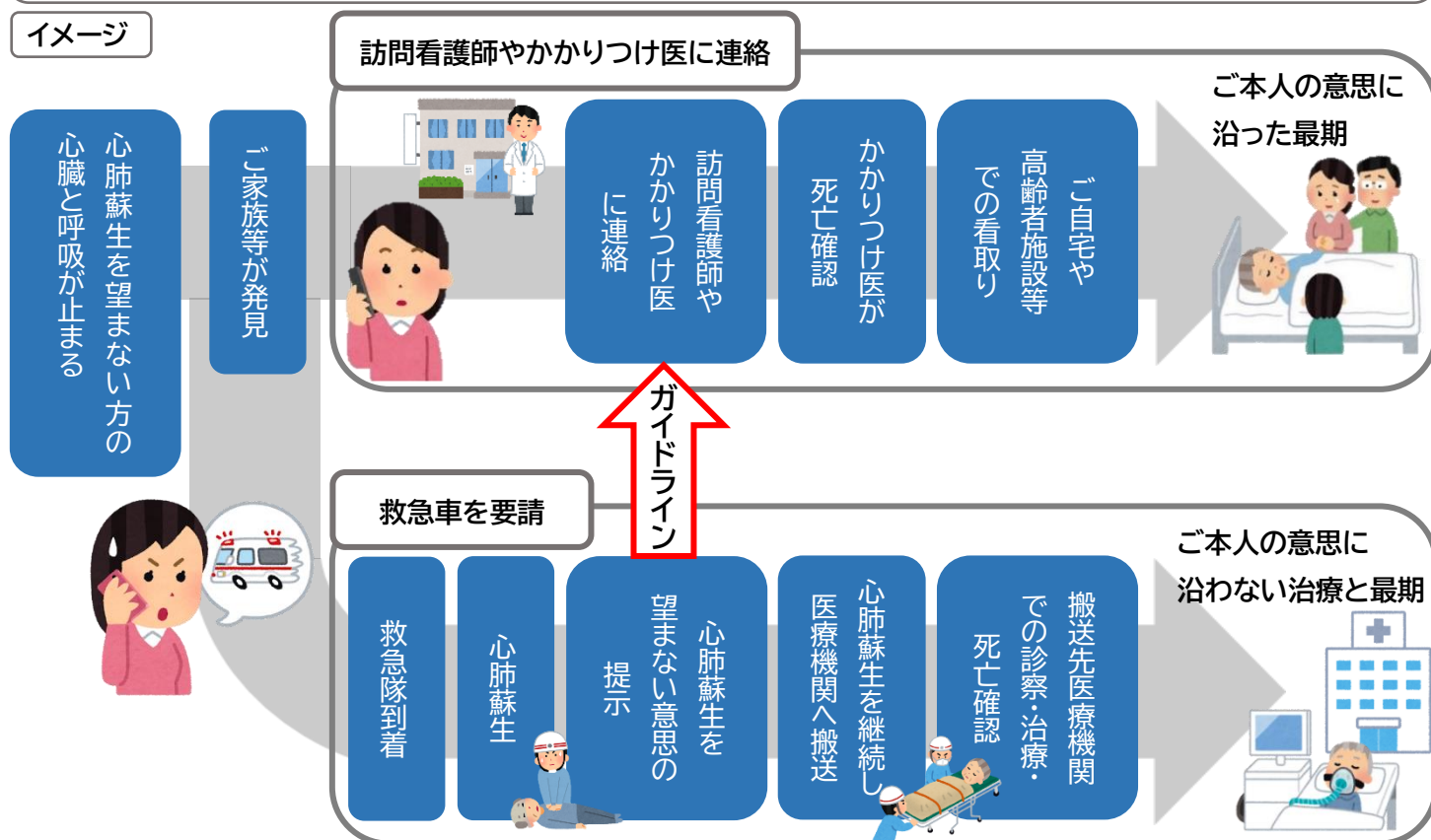
人生の最終段階にある方への救急隊の対応について

1 現状について

人生の最終段階にある方が、事前にご家族や医療・ケアチームと話し合う人生会議(ACP)を行い、心肺蘇生を望まず、ご自宅や高齢者施設等で看取りのケアをうけていたとしても、いざという時に、慌てたご家族等が 119 番通報をされた場合、救急隊はその意思に反していても救命処置を行いながら、医療機関へ搬送しています。

このような現状を踏まえ、可能な限りご本人の意思を尊重するガイドラインを作成しました。

イメージ



2 ガイドライン対象者の要件

① ご本人の心臓と呼吸が止まっていること

⇒心臓と呼吸が止まっていない方は、この運用の対象外となります。

② ご本人が人生の最終段階であること

⇒この運用における人生の最終段階とは、がんの末期や老衰など、疾病等の末期状態にあり、適切な治療を受けても回復の見込みがない方をいいます。

③ 人生会議(ACP)を行い、ご本人の「心肺蘇生を望まない」意思が確認できる書面が作成されていること

⇒ご家族等だけの意思ではなく、人生会議(ACP)を通して「ご本人が心肺蘇生を望んでいない」ことについて記載された書面を提示された場合が対象となります。書面の様式などに指定はありません。

④ ご本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状が合致していること

⇒交通事故、溺水や窒息など不慮の事故の場合は、この運用の対象外となります。



上記の要件を全て満たした場合、かかりつけ医の指示に従い心肺蘇生を中止し、ご本人の意思に沿ったご自宅や高齢者施設等での看取りができるようになります。

3 ガイドラインの流れ



心臓と呼吸が止まっていれば、心肺蘇生を行います

ご家族等から、ご本人の「心肺蘇生の実施を望まない」意思があることを示され、かかりつけ医等から中止の指示を受けるまでは、通常の救急活動を続けます。
※お亡くなりになってから時間が経過していることが明らかな場合は、心肺蘇生等は実施せず警察官を要請します。



人生会議(ACP)で心肺蘇生を望んでいない場合は書面を救急隊に提示してください

ご本人の意思に沿って作成された書面の提示をもって意思の表示とします。
※書面の確認のみで心肺蘇生を中止することはありません。



訪問看護師等に連絡し、ご本人の意思について確認します

救急隊から担当する訪問看護師へご本人の「心肺蘇生の実施を望まない意思」について確認します。
※かかりつけ医に直接連絡するように言われている場合は、かかりつけ医へ連絡します。



かかりつけ医から、心肺蘇生の中止の指示を受けます

訪問看護師等からの聞き取りによってご本人が心肺蘇生を望んでいないことが分かれば、かかりつけ医に連絡し、状況を伝えるとともに次の項目について確認します。

- ご本人が人生の最終段階にあること
- ご本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状が合致していること



かかりつけ医またはご家族等へ引き継ぎます

- おおむね 45 分以内にかかりつけ医が現場に到着できる場合
⇒かかりつけ医の到着まで救急隊は待機し、直接医師に引き継ぎます。
- かかりつけ医の到着がおおむね 45 分以上かかる場合
⇒かかりつけ医の指示に従い、ご家族等への同意を得てご家族等へ引き継ぎます。

4 ガイドラインの留意事項

- 訪問看護師またはかかりつけ医に連絡がつかない場合や、ご家族等へ引継ぎができない場合、救急活動中に心肺蘇生や搬送を希望する人がいた場合は、心肺蘇生を継続し、救急医療機関へ搬送します。
- かかりつけ医以外の指示や、伝聞による指示では、心肺蘇生を中止することはできません。
- この運用における「かかりつけ医」とは人生会議(ACP)を通してご本人の意思を共有している医師のことです。
- この運用における「ご家族等」とは、人生会議(ACP)を通してご本人の意思を共有している親族、訪問看護師等の医療ケアチーム等の職員、高齢者施設等の職員のことです。